

この試験は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2第1項の規定に基づき、徳島県が実施するものです。

1 受験資格について

(1)および(2)を満たす方に受験資格が認められます。

(1) 下記いずれかの期間が通算して5年以上、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の方。

(試験日前日までに満たしていること)

- ①保健・医療・福祉に関する法定資格保有者
- ②生活相談員
- ③支援相談員
- ④相談支援専門員
- ⑤主任相談支援員

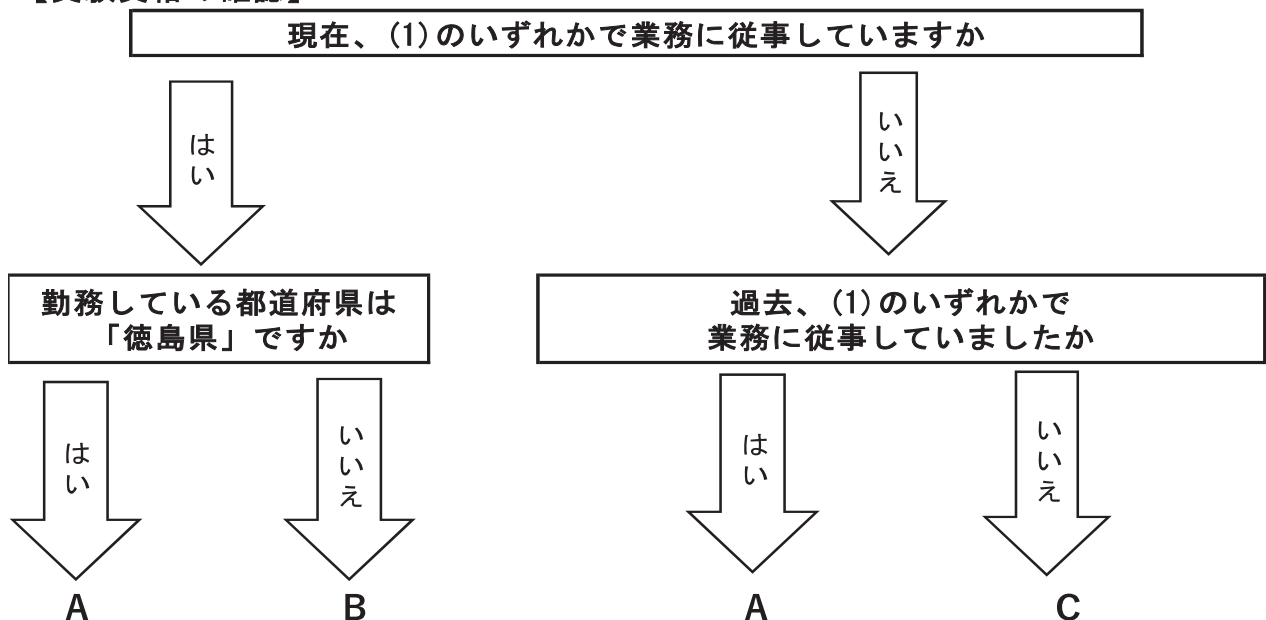
※受験資格は、国家資格等の有無・従事業務内容等により異なります。必ず次ページを御確認ください。

(2) 勤務地、住所地に関する要件

ア 受験申込時点において、(1)の業務に従事している勤務地が徳島県内にある者

イ アに該当しない場合は、住所地が徳島県内にある者

【受験資格の確認】



A 業務従事期間が5年以上かどうか → [5年以上の場合] 受験資格があります。
[5年未満] 受験資格がありません。

B 勤務している都道府県が徳島以外の場合、勤務している都道府県で受験資格があります。

C 現在に至るまで、①～⑤いずれかで業務に従事していない場合、受験資格がありません。

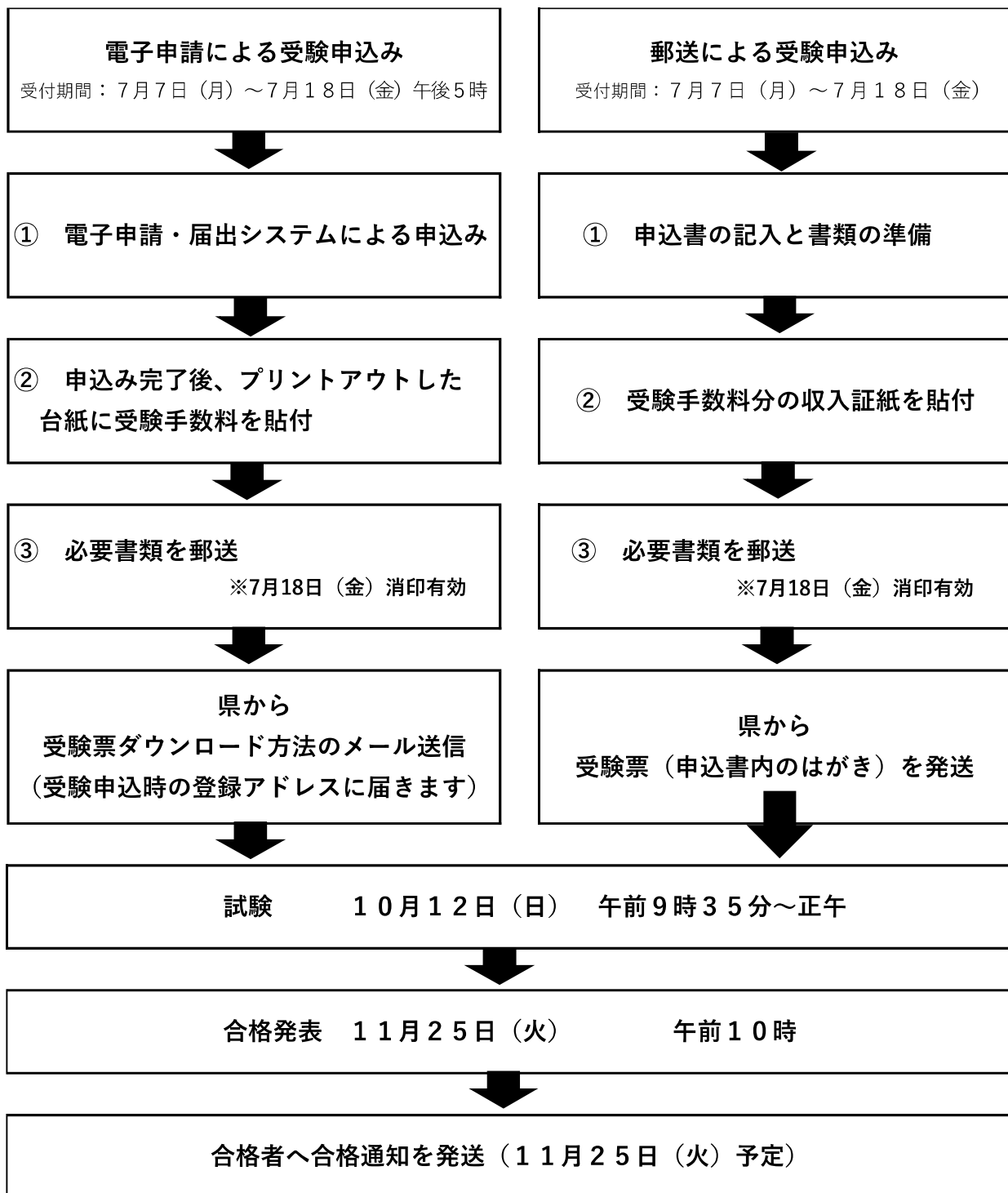
①保健・医療・福祉 に関する法定資格 保有者	医師	【実務経験の期間】 資格取得日を起算日として、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている業務の期間。 ※実務経験が認められるかどうかは、提出書類等をもって判断します。 ※当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、事務業務、営業業務等を主として行っているような期間は実務経験期間に含みません。
	歯科医師	
	薬剤師	
	保健師	
	助産師	
	看護師	
	准看護師	
	理学療法士	
	作業療法士	
	社会福祉士	
	介護福祉士	
	視能訓練士	
	義肢装具士	
	歯科衛生士	
	言語聴覚士	
	あん摩マッサージ指圧師	
	はり師	
	きゅう師	
	柔道整復師	
	栄養士	
	管理栄養士	
	精神保健福祉士	
②生活相談員	下記のいずれかに勤務している必要があります。 ア 特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅 ※介護予防特定施設入居者生活介護の場合、介護予防に関わる相談援助業務 イ アの地域密着型 ウ 特別養護老人ホーム エ ウの地域密着型	P22 「 困 」「 相 」を参照 「相談援助業務に従事する者」の範
③支援相談員	老人保健施設で勤務している必要があります。	
④相談支援専門員	指定特定相談支援所又は障がい児相談支援事業所で勤務している必要があります。	
⑤主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業において、包括的かつ継続的な相談支援などを行っている必要があります。	

2 日時、会場、試験方法等

区 分	内 容																											
日 時	令和7年10月12日（日） 〔開 場〕 9時00分 〔受験説明〕 9時35分～10時00分 〔試 験〕 10時00分～12時00分(120分)※ ※ 身体障がい者等に対する受験特別措置の対象者は試験終了時刻(点字受験者180分、弱視等受験者156分)が異なります。																											
会 場	四国大学（徳島市応神町古川戎子野123－1） ※ 試験会場の詳細は、<u>受験票</u>で個別に連絡します。 ※ 試験会場は、事情により上記の他に追加する場合があります。 ※ 試験会場に受験者用の駐車場はありません。 公共交通機関や会場付近の有料駐車場を利用してください。 ※ 試験会場への自家用車での送迎は可能です。 ※ 送迎車を含め、周辺の商業施設には、絶対に駐車しないでください。店舗や利用者に迷惑をかけることになり、営業妨害などで罰金を請求される場合があります。また、送迎車による周辺道路上での待機は交通の妨げとなり大変危険ですので、絶対にしないでください。 ※ 試験会場敷地内(試験室を含む)は全て禁煙です。																											
試験方法等	〔試験方法〕 5肢複択方式による筆記試験 〔出題数・試験時間〕 <table><tr><th>区 分</th><th>問題数</th><th>試 験 時 間</th></tr><tr><td>介護支援分野</td><td>25問</td><td>120分</td></tr><tr><td>・ 介護保険制度の基礎知識</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 要介護認定等の基礎知識</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等</td><td></td><td>※点字受験者</td></tr><tr><td>保健医療福祉サービス分野</td><td></td><td>(1.5倍)＝180分</td></tr><tr><td>・ 保健医療サービスの知識等</td><td>20問</td><td>※弱視等受験者</td></tr><tr><td>・ 福祉サービスの知識等</td><td>15問</td><td>(1.3倍)＝156分</td></tr><tr><td>合 計</td><td>60問</td><td></td></tr></table> 〔採点方法〕 介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とします。	区 分	問題数	試 験 時 間	介護支援分野	25問	120分	・ 介護保険制度の基礎知識			・ 要介護認定等の基礎知識			・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等		※点字受験者	保健医療福祉サービス分野		(1.5倍)＝180分	・ 保健医療サービスの知識等	20問	※弱視等受験者	・ 福祉サービスの知識等	15問	(1.3倍)＝156分	合 計	60問	
区 分	問題数	試 験 時 間																										
介護支援分野	25問	120分																										
・ 介護保険制度の基礎知識																												
・ 要介護認定等の基礎知識																												
・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等		※点字受験者																										
保健医療福祉サービス分野		(1.5倍)＝180分																										
・ 保健医療サービスの知識等	20問	※弱視等受験者																										
・ 福祉サービスの知識等	15問	(1.3倍)＝156分																										
合 計	60問																											

3 受験申込～当日までの流れ

次のどちらかの方法によりお申し込みください（詳細は P5～）。



※必要書類の確認や、電子申請時の準備物などは次のページからございます。
電子申請の方は P5、郵送申請の方は P6 を御確認ください。

(1) 電子申請による手続

○受験申込

※期間経過後の申込みは、受付できませんので十分ご注意ください。

申込期間：令和7年7月7日（月）～7月18日（金） ※7月18日（金）消印有効

申込方法：電子申請・届出システムでの申込＋書類郵送

①電子申請・届出システムによる申込



【手順】 電子申請・届出システムの利用者登録

→利用者登録後、手続き一覧から本試験の受験申込みをクリック

→必要事項を入力の上、申込み完了

→システム上で「受験手数料台紙」「封筒ラベル」「チェックシート」が自動作成されますので、「PDFファイルを出力する」をクリックし、印刷

【注意】

・申込み完了後に交付される「整理番号」と「パスワード」は受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。

・迷惑メール対策等を行っている場合は、「pref.tokushima@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定にするとともに、URLの記載のある電子メールを受信可能な設定にしてください。

②必要書類（下記参照）を受付期間内に簡易書留で郵送

※7月18日（金）消印有効

昨年度申込みをされた方は下の枠内を、それ以外の方は下記を御確認ください。

○全員提出

「ア 受験手数料」を貼った台紙（台紙は、電子申請時にダウンロードしてください。）

「イ（ア）実務経歴証明書」

○該当者のみ

法定資格に基づき実務経歴従事期間を証明 → 「イ（イ）免許等の写し」

実務経歴証明書の証明者と受験申込者が同一 → 「イ（ウ）開業証明書等」

身体障がい者等に対する特別措置を希望 → 「ウ身体障がい者等受験特別措置申請書等」

【昨年度申込みをされた方はこちら】

※氏名・受験資格に変更のない者は実務経歴証明書及び免許等の写し不要

「ア 受験手数料」を貼った台紙（台紙は、電子申請時にダウンロードしてください。）

※昨年度申込時点から氏名が変わった場合は、戸籍抄本の原本（交付後6ヶ月以内）を添付してください。

※後日、上記以外に書類の提出を求めることがあります。

※身体障がい者等に対する特別措置を希望する場合は「身体障がい者等受験特別措置申請書等」を御準備ください。

【郵送先】

〒770-8570（住所不要）徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当

※必要な書類が分割して郵送された場合や、不備のある場合は受付できません。

○受験票の発送 ※9/19（金）までに届かない場合、当課(088-621-2213)にご連絡ください。

予定時期：令和7年9月上旬～9月19日（金）

申請時のメールアドレスへ、受験票ダウンロード手順に関するメールをお送りいたします。

受験票をダウンロードし、所定の顔写真を貼り、当日持参してください。

【所定の顔写真】申込み前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、正面向き、脱帽、上半身の本人と確認できるもの

(2) 郵送申請による手続

○受験申込 ※期間経過後の申込みは、受付できませんので十分ご注意ください。

申込期間：令和7年7月7日（月）～7月18日（金） ※7月18日（金）消印有効

申込方法：書類郵送

昨年度申込みをされた方は下の枠内を、それ以外の方は下記を御確認ください。

○全員提出

「ア 受験手数料」を貼った「エ 受験申込書」

「イ（ア）実務経験証明書」

○該当者のみ

法定資格に基づき実務経験従事期間を証明 → 「イ（イ）免許等の写し」

実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一 → 「イ（ウ）開業証明書等」

身体障がい者等に対する特別措置を希望 → 「ウ身体障がい者等受験特別措置申請書等」

【昨年度申込みをされた方はこちら】

※氏名・受験資格に変更のない者は実務経験証明書及び免許等の写し不要

「ア 受験手数料」を貼った「エ 受験申込書」

※昨年度申込時点から氏名が変わった場合は、戸籍抄本の原本（交付後6ヶ月以内）を添付してください。

※後日、上記書類以外に書類の提出を求めることがあります。

※身体障がい者等に対する特別措置を希望する場合は「身体障がい者等受験特別措置申請書等」を御準備ください。

【郵送先】 ※7月18日（金）消印有効

〒770-8570（住所不要）徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当

一括して入れ、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験申込」と朱書き、簡易書留により郵送してください。

必要な書類が分割して郵送された場合や、不備のある場合は受付できません。

○受験票の発送 ※9/19（金）までに届かない場合、当課（088-621-2213）にご連絡ください。

発送予定時期：令和7年9月上旬～9月19日（金）

所定の顔写真を貼り、当日持参してください。

所定の顔写真：申込み前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、正面向き、脱帽、上半身の本人と確認できるもの

受験申込みに必要な書類

必要書類	内 容
ア 受験手数料	9,700円分の徳島県収入証紙（×収入印紙） 収入証紙は、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗、又は県庁内生協（地下売店）等の徳島県収入証紙売りさばき所で購入できます。 ・電子申請の方：電子申請時にプリントアウトした受験手数料台紙に貼付 ・申込書による申請の方：受験申込書（Ⅰ）の所定箇所へ貼付 【注意】消印や重ねて貼ること、セロハンテープ等でのテープ貼付は絶対にやめてください。
イ 受験資格の 証明書類	（ア）実務経験証明書 ※様式等の詳細はp19へ 見込証明となる場合は、令和7年10月31日（金）（必着）までに改めて実務経験証明書を郵送してください。（期日までの提出がなければ受験資格を満たさず無効） （イ）法定資格に係る資格証・登録証の写し（以下、「免許等の写し」という。） 「1 受験資格について」（p2）の法定資格を有する者は、免許等の写し（裏面に取得年月日等の記載がある場合は、両面をコピーすること。）を御提出ください。 合格証は証明書類として認めません。 複数の法定資格を有する場合は、全ての免許等の写しを提出してください。 （ウ）開業証明書、認可書、届出書、業務委託契約書等 実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合、開業許可書、認可書、届出書業務委託契約書等、客観的に証明できる書類の写しを御提出ください。 なお、社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌の写しを御提出ください。 （エ）団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類 ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体である場合は、その旨の書類を御提出ください。 （オ）戸籍抄本（原本・交付後6か月以内のもの） 受験資格の証明書類の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本の原本を御提出ください。
ウ 身体障がい 者等受験特別 措置申請書等	（ア）身体障がい者等受験特別措置申請書 ※様式等の詳細はp23へ 身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する者は、身体障がい者等受験特別措置申請書に必要事項を記入しご提出ください。（作成の詳細はp33を参照） （イ）診断・意見書等 ※様式等の詳細はp25へ 受験特別措置の種類に応じて、該当する診断・意見書をご提出ください。なお身体障がい者手帳の写しの提出により、診断・意見書に代えることができます。
エ 受験申込書	受験申込書（Ⅰ）、（Ⅱ）及び受験票は切り離さずにご提出ください。 受験申込書（Ⅰ）、（Ⅱ）及び受験票の記載内容は、必ず統一してください。 （記載内容が一致していない場合は、受験申込書（Ⅰ）の記載内容により受付） 太線で囲まれた欄に黒又は青のボールペンを用い、楷書で丁寧に記入してください。 受験票はそのまま返送しますので、必ず85円切手を貼るとともに、住所、氏名郵便番号を正確に記入してください。

4 受験上の注意事項

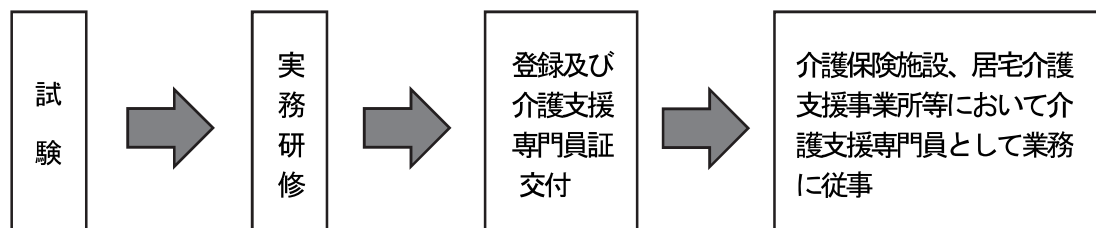
- (1) 試験当日は、必ず受験票に写真を貼って試験会場に持参してください。
- (2) 試験会場への入場は、当日の午前9時からです。試験室には、必ず午前9時35分までに入室してください。遅刻した場合に入室できるのは、試験開始後30分（午前10時30分）までです。
- (3) 解答は光学読取により採点しますので、B又はHBの鉛筆とよく消える消しゴムを持参してください。シャープペンでは読み取れない場合があるので、必ず鉛筆を使用してください。
- (4) 試験会場敷地内（試験室を含む）は**全て禁煙**です。
- (5) 試験開始後30分は、試験室から退室できません。
- (6) 試験会場に受験者用の駐車場はありません。
- (7) 当日は交通機関の混雑が予想されるため、余裕をもって試験会場へお越しください。
- (8) 試験に際して不正行為を行った者及び試験室内の秩序を乱す者については、退室を命じるとともに、採点を除外する場合があります。
- (9) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器は、身につけたり、机の上に置くことはできません。試験中は機器の電源を切り、鞆等にしまってください。
- (10) 試験監督員の指示事項は必ず守ってください。
- (11) 試験問題は試験終了後に持ち帰ることができますが、解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- (12) 受験票は試験当日に回収しますので、各自受験番号は別に記録しておいてください。

5 合格発表及び試験結果の開示

合格発表	合格発表日 令和7年11月25日(火) 合格者のみ文書で通知します。電話等による結果問合せは一切応じません。 掲載予定場所：徳島県庁西側の掲示板及び県ホームページ
試験結果の開示	分野別得点についてのみ受験者本人に限り、口頭による開示の請求ができます。 ① 開示請求ができる期間 合格発表の日から1月間（令和7年12月25日（木）午後5時15分まで） ② 開示請求ができる場所 徳島県保健福祉部長寿いきがい課（県庁2階） ③ 開示請求の方法 運転免許証、旅券（パスポート）など本人確認のできる書類を持参（顔写真のない書類による場合は、複数の種類の書類の提示が必要） ※ 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行細則（令和5年徳島県規則第13号）の規定に基づく ※ 本人確認の必要があるため、電話での開示請求はできません。

6 介護支援専門員として業務に従事するまでの流れ

試験合格後、合格通知をお送りいたします。介護支援専門員実務研修を修了し（実施主体：徳島県社会福祉協議会）、登録及び介護支援専門員証の交付が必要です。



注意 以下の事項に該当する者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、法第 69 条の 2 に定める登録を受けることができません。

- ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない者
- キ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しない者

7 その他

- (1) 受験申込書の受理後は、いかなる理由があっても受験手数料（徳島県収入証紙）の返還、受験申込書及び証明書等の添付書類の返却はしません。
- (2) この試験について、会場への直接の問合せは絶対にしないでください。
- (3) 試験に関する変更がある場合は次の URL で公表します。随時ご確認ください。



県 HP「介護保険についてのお知らせ」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>